



# グリーン調達ガイドライン

2022年4月20日 発行

第8版

音羽電機工業株式会社

株式会社セラオン

## 目次

1. はじめに	3 頁
2. 音羽グループの環境活動	4 頁
(1) 経営理念	
(2) 環境方針	
3. 目的	5 頁
4. 適用範囲	5 頁
5. 方針	5 頁
6. 環境管理物質について	6 頁
(1) 環境管理物質の種類	
(2) 用語の定義	
(3) 環境管理物質管理体制	
(4) お取引様へのお願い	
7. 適用開始日	10 頁
8. お問い合わせ先	10 頁
9. 改訂履歴	10 頁
附属書 指定化学物質リスト	11 頁

## 1. はじめに

音羽電機工業(株)、(株)セラオン（以下 当社）では、地球環境を守る事を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、製品の開発・設計・製造・販売・物流のあらゆる企業活動を通して環境負荷の低減に継続して取り組んで参りました。

昨今では、環境問題への社会的関心の高まりから、EUの環境規制を始め各国の法規制が強化され、また地球温暖化によるCO<sub>2</sub>及び温室効果ガス排出量削減や資源の枯渇、生物多様性の問題、紛争鉱物の取組み等、企業活動に対する社会的な責任の要求も一層厳しくなっております。当社では、このような要請に積極的に応えていくことが企業としての重要な役割と認識しており、より環境負荷の少ない資機材の調達を推進めるため「グリーン調達ガイドライン」を制定致しました。

お取引先様におかれましては、継続的なパートナーとしてのお取引を進めていただくために、本「グリーン調達ガイドライン」に基づく環境負荷の少ない部材およびサービスの提供を推進して頂くことが、調達する上で不可欠なこととなります。お取引先様との環境（保全活動に関する）課題を共有し、相互協力のもとにグリーン調達の推進を図りたく、ご理解とご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

音羽電機工業株式会社  
環境管理室  
購買資材部

## 2. 音羽グループの環境活動

### (1) 経営理念

私達は自然の脅威“雷”と共生するために、常に探究心を怠らず、顧客と共に雷ビジネスの市場を創造し、21世紀の社会にナンバーワンで貢献する喜びを、社員と共に分かち合える企業を目指し、そこに真の存在価値を見出す。

そして、常に創る楽しさをもって、夢を描き、充実と幸福を追求する人達により運営され、社会に評価される努力を怠らず、限りなく全力を尽くすことである。

### (2) 環境方針



# 環境方針



音羽電機工業株式会社は、雷の総合メーカーとして、“雷”をキーワードにコア技術を見がき、成長し発展させる。そのためにも地球環境の重要性を認識し、持続可能な社会の実現に向け、事業活動がもたらす環境影響に配慮し、恵み豊かな環境を現在及び将来にわたって維持向上させる活動を展開する。

- 1.環境目標を設定し、定期的に見直すことで、環境マネジメントシステムを継続的に改善し、環境汚染の予防に努める。
- 2.環境に関する国内外の法規制並びに自ら設定する諸要求事項を順守する。
- 3.グリーン調達を推進し、環境に配慮した技術開発及び生産活動を行う。
- 4.資源の有効活用を推進し、循環型社会の構築を目指す。
- 5.自然生態系及び生物多様性の保全に努め、持続可能な社会の構築を目指す。
- 6.全従業員に当社の環境活動を周知、徹底する。
- 7.本環境方針を外部に公開する。

音羽電機工業株式会社 代表取締役社長 吉田 修

2016年3月14日



### 3. 目的

当社は、環境に配慮した製品・サービスをお届けするために、グリーン調達を推進します。

その一環として環境保全活動に取り組んでいるお取引先様から環境負荷の少ない材料や部品を優先的に調達することとします。本ガイドラインは、グリーン調達に関する音羽グループの基本的な考え方や、環境管理物質について、お取引先様にお願いする具体的内容について示し、当社の要求事項を遵守いただくことを目的としております。

### 4. グリーン調達の適用範囲

- (1) 原材料(化学物質、金属材料、樹脂材料、溶剤、その他)
- (2) 部品(電子部品、機構部品、半導体デバイス、プリント基板、線材、金属ケース、ネジ、その他)
- (3) 副資材(塗料、接着剤、はんだ材料、めっき材料、その他)
- (4) 包装資材(ダンボール、袋、緩衝材、テープ、ラベル、印刷インキ、その他)
- (5) 当社へ納入される物品の製造工程で使用される設備・治工具等から化学物質が飛散・落下し、納入物品が汚染される可能性がある場合は、設備・治工具等にも本ガイドラインに定める環境管理物質の基準を適用します。  
また、設備・治工具等との接触により化学物質が納入物品へ付着・移行する可能性がある場合も、接触する部位には本ガイドラインに定める環境管理物質の基準を適用しますので、適切な管理をお願い致します。

### 5. 方針

環境に配慮したお取引先様からの購入を優先的に実施し、歩留り改善、品質改善、工数改善、リサイクルの推進、エネルギー資源の有効活用等、事業活動のあらゆる段階において、環境負荷の低減に取り組み、循環型社会の構築に貢献して参ります。

物品の購入に際しては、以下の要件を考慮します。

- (1) 環境や人の健康に悪影響を与えるような物質を含んでいない。
- (2) 資源やエネルギーの消費が少ない。
- (3) 持続可能な資源を使用している。
- (4) 従来のもより長期使用や再使用が可能である。
- (5) 再生された素材や再使用された部品を多く使用している。
- (6) 廃棄されるときに分解や処分が容易で、土壌汚染等の環境負荷が小さいこと。
- (7) 使用にあたって、騒音・振動・悪臭等の発生が少ないこと。

また、当社では米国金融規制改革法に基づき、「タンタル、錫、タングステン、金（通称 3TG）」を紛争鉱物と定義し、コンゴ民主共和国（DRC）及びその周辺国において、人権侵害等の不正に関わる武装勢力の資金源となる鉱物が含まれていないことを、年次で調査・確認致します。

調査の結果、これらの不正に関わる製錬業者から採掘された鉱物は、使用しない方針です。つきましては、お取引先様におかれましても、これらの点を考慮いただき、紛争等と関わりのない製錬業者（Conflict Free Smelter／略称：CFS）からの調達をお願い致します。

## 6. 環境管理物質について

### (1) 環境管理物質の種類

当社では、環境管理物質を「禁止物質」、「管理物質」、「顧客要求規制物質」の3種類に分類します。適用範囲（第4項）に記載した物品につきましては、これらの物質が使用されていないもの、適切に管理されているものを優先して購入します。各物質の詳細は附属書「指定化学物質リスト」をご参照下さい。

表 1. 環境管理物質の分類

ランク	定義	管理水準
禁止物質	国内外の法規等で製品への含有・使用が禁止又は制限されている物質で、附属書、指定化学物質リストに定める禁止物質。	即時使用を禁止する。 (但し、許容濃度以下及び適用除外規定に基づく含有は認められる)
管理物質	法規等で近い将来に禁止又は制限される見込みの物質。 当社が自主的に使用を制限する物質で、附属書、指定化学物質リストに定める管理物質。	使用部材変更や代替部材の開発により、段階的に使用を禁止する。 含有する場合は、含有量を把握・管理する。
顧客要求規制物質	顧客要求事項により規制される物質。	当該要求事項に関係する製品については、要求事項に従い使用を制限する。

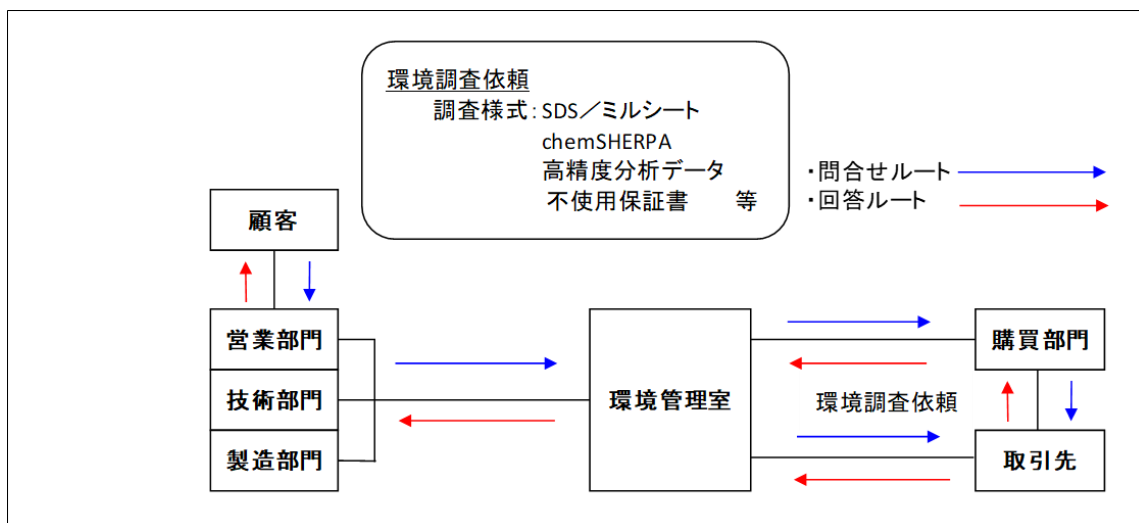
### (2) 用語の定義

- ・含有 ~ 製品に環境管理物質が含まれている状態（残留又は付着・移行した状態）のこと。  
※例えば、製造工程で、製品に直接触れる金型、治工具、機械設備は、残留又は付着・移行に注意が必要。  
意図的に使用（含有）しているものや、不純物として含有しているものを含む。  
※意図的に使用→含有量に関係なく、含有とみなします。  
不純物→含有量が許容濃度を超えている場合は、含有とみなします。
- ・不含有 ~ 製品に環境管理物質が含まれていない状態のこと。  
または、環境管理物質を不純物として含有しているが、許容濃度以下である場合。
- ・意図的使用 ~ 製品に特定の性能や外観等をもたらすために意図して使用され、今後も継続して含有が望まれるもの。
- ・不純物 ~ 天然素材中に含有し精製過程で除去しきれないものや、反応過程で生じ、技術的に除去することが不可能なもの。

- ・許容濃度 ～ 環境管理物質の各物質に定められており、含有が許される濃度のこと。許容濃度は物質ごとに分母が異なりますのでご注意ください。  
意図的使用禁止・・・許容濃度を記載している物質については、不純物や反応副生成物についても記載の濃度以下で管理をお願いします。  
許容濃度の記載のない物質については、含有が確認された場合、別途ご連絡ください。
- ・均質材料 ～ 機械的方法によって分離することのできない最小単位のこと。  
例：めっき、合金母材、ガラス など  
ラベルでは、粘着剤・基材・インクが、それぞれ均質材料となる。
- ・chemSHERPA（ケムシェルパ）  
～ 経済産業省の主導により開発された製品含有化学物質の伝達スキーム
- ・chemSHERPA—A I  
～ 成形品の情報を流す形式。その中の成分情報とは製品、部位、材質に含有される化学物質の含有率（量）のことで、遵法判断情報とは特定の法規則・業界標準の定める対象物質を含有しているかを判定する。
- ・chemSHERPA—C I  
～ 化学品の情報を流す形式。その中の成分情報とは、製品、部位、材質に含有される化学物質の含有率（量）のことである。

### (3) 環境管理物質管理体制

（青矢印：環境管理物質の調査依頼ルート）



当社、環境管理室では、環境管理物質の含有状況を把握するために、調査様式を選定してお取引様に調査を依頼します。調査結果を確認し、必要に応じて関係部門へ情報発信を行います。また、調査結果は、環境管理室が管理致します。

#### (4) お取引先様へのお願い

##### ① 環境管理物質の管理体制

- ・ 新規にお取引を開始するとき及び、定期的に管理体制を評価させていただきます。管理体制確認のため、当社より調査票等を送付いたしますのでご回答ください。また必要に応じて事業所の訪問調査をさせていただきますので、ご対応をお願いいたします。
- ・ 納入いただく物品について法令の遵守及び、附属書「指定化学物質リスト」で規定した物質の含有量の把握と管理をお願いいたします。なお、当社ホームページ (<http://www.otowadenki.co.jp/>)にて「グリーン調達ガイドライン」を公開していますので最新版をご確認下さい。
- ・ 環境管理物質の混入・汚染などを防止するため、識別管理の実施をお願いいたします。また、リサイクル原材料をご使用される際は成分の確認及び製品の製造履歴の管理をお願いいたします。クローズドリサイクル樹脂材(樹脂成形不良品を自社あるいは外部で粉碎して再利用される樹脂材料)をご使用の際はロット毎のRoHS禁止物質の含有率の履歴を保管して下さい。
- ・ 納入される物品において、禁止物質及び顧客要求規制物質の含有が判明した場合は、速やかに当社購買資材部へご連絡ください。
- ・ 納入される物品の変更の際には事前に当社購買資材部まで変更申請をしていただき、相互に確認の上、変更をお願いいたします。

##### ② 購入先、生産委託先様(以降二次お取引先様)の管理

本ガイドラインを含め当社からの要求並びに情報については、二次お取引先様への確実な伝達と、管理状況の把握及び、必要に応じて指導をお願いいたします。

##### ③ 化学物質含有調査

- ・ 「指定化学物質リスト」で定める環境管理物質の含有量等の情報提供に、ご協力をお願いいたします。
- ・ 当社に納入いただく材料や部品等について、経済産業省が主導して開発、推奨しJAMPが運営するchemSHERPA-AI/CIによる製品含有化学物の調査を必要に応じて実施いたしますので、開示・伝達をお願いいたします。
- ・ 当社の欧州RoHS規制10物質対象製品に使用する材料や部品等を納品して頂く場合、規制遵守を定期的に確認させて頂くため、年1回、“RoHS規制10物質”の不含有証明書のご提出をお願いいたします。  
(附属書：特定化学物質リストのRoHS10物質については、図面、納入仕様書等で要求していない場合は規制遵守を求めません。)
- ・ 当社より依頼しました調査書類は指定した期日までにご提出をお願いいたします。

##### ④ CO<sub>2</sub>及び温室効果ガス排出量の把握・削減活動

地球温暖化防止の為CO<sub>2</sub>及び温室効果ガス排出量削減が重要課題となっています。お取引先様におかれましても事業活動に伴うCO<sub>2</sub>及び温室効果ガス排出量の把握・削減を推進いただけますようお願いいたします。当社より要求があった場合は推進状況について情報提供をお願いいたします。

##### ⑤ 生物多様性保全への取り組み

近年、生物多様性の重要性が高まり企業にも取り組みが求められております。当社より要求があった場合は取り組み状況について情報提供をお願いいたします。



【調査書類】

①原材料、副資材、はんだ、インキ等

提出条件	分類	文書名	備考
初回引き 合い時・法 規制変更 時・納入物 品変更時、 その他要 求時	化学品の特性及び 取扱に関する情報	SDS (MSDS)	最新法規制を適用のこと
	管理物質含有情報	chemSHERPA (CI)	最新版を適用のこと 構成成分情報は最低限、重 量比 90%までの成分をC ASNo.で開示のこと chemSHRPA-CI を提示でき ない場合は該当法令で指 定された物質の含有量を ppm 単位で報告下さい。
	法規制禁止物質 含有量分析	高精度分析データ (IC P分析、GC-MS等 の高精度分析手法での分 析報告書)	ISO/IEC17025 (試験所及び校正機関の能 力に関する一般要求事項) 認証取得分析機関発行の 報告書のこと
	保証書	不含有証明書	
	紛争鉱物	CFSI_CMRT 調査フォーマット	CMRT最新版を適用の こと。

②成形品、電子部品等

提出条件	分類	文書名	備考
初回引き 合い時・法 規制変更 時・納入物 品変更時、 その他要 求時	管理物質含有情報	chemSHERPA (AI)	最新版を適用のこと 構成成分情報は最低限、重 量比 90%までの成分をC ASNo.で開示のこと
	法規制禁止物質 含有量分析	高精度分析データ (IC P分析、GC-MS等 の高精度分析手法での分 析報告書)	ISO/IEC17025 (試験所及び校正機関の能 力に関する一般要求事項) 認証取得分析機関発行の 報告書のこと
	保証書	不含有証明書	
	紛争鉱物	CFSI_CMRT 調査フォーマット	CMRT最新版を適用の こと。

また、当社お客様先様からのご要求事項の分析・調査をお願いする場合があります。

【高精度分析データの必要事項】

- ①分析方法：分析法名あるいは公定法名を記入してください。
- ②分析者名：分析責任者名、分析機関名
- ③分析日：分析日から1年以内の分析データをご提供ください。
- ④分析結果：N. D. の場合は、定量下限値を記載ください。
- ⑤分析フローチャート：フローチャートを必ず添付してください。
- ⑥めっきの分析：必ずめっき皮膜と母材とに分けて、均質材料毎に分析を行って  
ください。

## 7. 適用開始日

本ガイドラインは、2022年1月11日より適用します。  
(※附属書「指定化学物質リスト」で別途適用開始日を記載しているものを除く)

## 8. お問い合わせ先

本ガイドラインについてのご質問、お問い合わせは下記連絡先までお願いいたします。

〒661-0976

兵庫県尼崎市潮江5-6-20

音羽電機工業株式会社 環境管理室

TEL: 06-6429-3541

FAX: 06-6426-0535

〒661-0976

兵庫県尼崎市潮江5-6-20

音羽電機工業株式会社 購買資材部

TEL: 06-6429-2375

FAX: 06-6429-2376

## 9. 改訂履歴

第0版	制定	2008年3月21日	
第1版	改訂	2010年9月30日	化学物質管理及び調査内容追記
第2版	改訂	2011年3月10日	禁止物質の定義、管理水準追記
第3版	改訂	2013年7月 1日	禁止物質一覧表追加
第4版	改訂	2014年4月 1日	グリーン調達方針追加、 化学物質管理体制追記 禁止物質一覧表削除 (附属書：指定化学物質リスト制定)
第5版	改訂	2017年8月 1日	適用範囲、方針見直し 調査書類に chemSHERPA、紛争鉱物を追加 附属書見直し
第6版	改訂	2019年7月22日	表1 環境管理物質の分類、定義を見直し 調査書類の見直し (JAMP MSDSplus/AIS を削除) 附属書「指定化学物質リスト」の見直し 1. 禁止物質 No.12、No14 許容濃度変更 No.27 物質名追加、許容濃度変更 No.31 赤リン、No.32 HFC、No.33 PFOA を追加。 ベンゼンアミン、N-フェニル、スチレン 及び2,4,4トリメチルペンテンとの反応 物 (BNST) を削除

第7版	改訂	2022年1月11日	はじめにの本文に追記、用語の定義の追記、お取引先様へのお願いの追記、化学物質含有調査追記、調査書類の保証書名変更、お問い合わせの連絡先の変更 附属書「指定化学物質リスト」の見直し 1. 禁止物質 No. 6、No. 12、No. 14 許容濃度変更 No. 7、No. 8、No. 13、No. 14、No. 18、No. 19 No. 20、No. 26 一部許容濃度削除 No. 15 物質名追記 No. 32 許容濃度追記 No. 33~No. 37 禁止物質の追記 2. 管理物質 No. 1、No. 2 許容濃度の変更
第8版	改訂	2022年4月20日	環境管理室のお問い合わせの連絡先の変更

附属書



## 指定化学物質リスト

2022年1月11日  
第3版

音羽電機工業株式会社  
株式会社セラオン

**1. 禁止物質**…即時使用を禁止する。

但し、許容濃度以下の不純物や欧州 RoHS 指令の適用除外規定に基づく含有は認められる。

※特に記載の無い場合、許容濃度は均質材料単位とする。

No.	物質名	対象範囲	許容濃度	備考
1	カドミウム/ カドミウム化合物	すべての用途	100ppm 未満	EU RoHS 指令
2	六価クロム化合物	すべての用途	1,000ppm 未満	EU RoHS 指令
3	鉛/鉛化合物	すべての用途	1,000ppm 未満	EU RoHS 指令
4	水銀/水銀化合物	すべての用途	1,000ppm 未満	EU RoHS 指令
5	ポリ臭化ジフェニル(PBB 類)	すべての用途	1,000ppm 未満	EU RoHS 指令
6	ポリ臭化ジフェニルエーテル (PBDE 類)	すべての用途	1,000 ppm 未満	EU RoHS 指令 DecaBDE を含む
7	アスベスト類	すべての用途	意図的使用禁止	
8	特定アミンを形成する アゾ染料・顔料	皮膚・口腔に直接 かつ長時間接する 可能性のある皮 革・繊維製品	30ppm 未満	
9	オゾン層破壊物質	すべての用途	意図的使用禁止	
10	ポリ塩化ナフタレン (塩素数が1以上)	すべての用途	意図的使用禁止	
11	放射性物質	すべての用途	意図的使用禁止	
12	短鎖型塩化パラフィン類 (炭素数 10~13)	すべての用途	意図的使用禁止 かつ中鎖型塩化パ ラフィン (MCC P、C14-17) の不 純物として含有す る場合は、1,500ppm 未満	
13	ビストリブチルスズ オキシド(TBTO)	すべての用途	1,000ppm 未満	
14	ポリ塩化ビフェニル(PCB 類)	すべての用途	意図的使用禁止か つ 50ppm 未満	
	ポリ塩化ターフェニル(PCT 類)	すべての用途	50ppm 未満	
15	パーフルオロオクタン スルホン酸塩 (PFOS) およびそ の塩	すべての用途	意図的使用禁止 かつ 素材: 1,000ppm 未満 調剤: 10ppm 未満 コーティング素材: 1 μg/m <sup>2</sup>	調剤・表面処理 部に不純物や反 応副生成物とし て含有する場合 は、別途ご連絡 ください。
16	特定ベンゾトリアゾール	すべての用途	意図的使用禁止	
17	3置換有機スズ化合物 (TBT 類、TPT 類)	すべての用途	意図的使用禁止 かつ 1,000ppm 未満	
18	ジメチルフマレート (フマル酸ジメチル)	すべての用途	0.1ppm 未満	

No.	物質名	対象範囲	許容濃度	備考
19	ホルムアルデヒド	複合木材製品	気中濃度 0.1ppm 未満	
20	フタル酸エステル類-I ① フタル酸ビス 2-エチルヘキシル (DEHP) ② フタル酸ジブチル (DBP) ③ フタル酸ブチルベンジル (BBP) ④ フタル酸ジイソブチル (DIBP)	すべての用途	1,000ppm 未満	EU RoHS 指令
21	ヘキサブロモシクロドデカン (HBCD)	すべての用途	意図的使用禁止 かつ 1,000ppm 未満	
22	ジブチルスズ化合物 (DBT 類)	すべての用途	1,000ppm 未満 (スズ換算)	
23	ジオクチルスズ化合物 (DOT 類)	すべての用途	1,000ppm 未満 (スズ換算)	
24	フッ素系温室効果ガス (PFC、SF6、HFC、HCFC)	すべての用途	意図的使用禁止	
25	塩化コバルト	乾燥剤用途	意図的使用禁止	
26	多環芳香族炭化水素 (PAH)	皮膚または口腔に直接かつ長時間接する、または短時間繰り返し接触するゴムまたはプラスチック製品	1ppm 未満	
27	塩化リン酸エステル系難燃剤 ①リン酸トリス 2-クロロエチル (TCEP) ②リン酸トリス 1,3-ジクロロ-2-プロピル (TDCPP) ③リン酸トリス 1-クロロ-2-プロピル (TCPP)	すべての用途	1,000ppm 未満	
29	三酸化二ヒ素、五酸化二ヒ素	液晶パネルのガラスの消泡剤、消澄剤用途	1,000ppm 未満	
30	ポリ塩化ビニル (PVC)	結束バンド、熱収縮チューブ、絶縁板、ラベル、新製品における内部配線、包装材	意図的使用禁止	
31	赤リン	樹脂難燃剤	意図的使用禁止	

No.	物質名	対象範囲	許容濃度	備考
32	ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)、その塩および PFOA 関連物質	すべての用途	意図的使用禁止 かつ ・ PFOA (塩を含む) の場合 : 25ppb (0.025ppm) 未満 ・ 1つまたは複数の PFOA 関連物質の組 み合わせの場合、濃 度合計が 1,000ppb (1ppm) 未満	
33	デカブロモジフェニルエーテル (decaBDE)	成形品	意図的使用禁止	
34	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール (2,4,6-TTBP)	成形品	意図的使用禁止	
35	ヘキサクロロブタジエン (HCBd)	成形品	意図的使用禁止	
36	リン酸トリス (イソプロピルフェニル) (PIP(3:1))	成形品	意図的使用禁止	
37	ペンタクロロチオフェノール (PCTP)	成形品	1,000ppm 未満	

**2. 管理物質**・・・使用部材変更や代替部材の開発により、段階的に使用を禁止する。含有する場合は、含有量を把握・管理する。

No.	物質名	対象範囲	許容濃度	備考
1	フタル酸エステル類-Ⅱ ①フタル酸ジイソノニル ②フタル酸ジイソデシル ③フタル酸ジ-n-オクチル	すべての用途	1,000ppm 未満 /製品	
2	欧州 REACH 規則 高懸念物質 (SVHC)	すべての用途	1,000ppm 未満 /製品	

**3. 顧客要求規制物質**・・・当社のお客様より使用を制限される物質。  
該当物品について、要求に従い使用を制限する。  
禁止物質・管理物質以外に使用を制限される物質がある場合や、当社が定める許容濃度よりも厳しい要求がある場合は、顧客要求事項を優先する。  
顧客要求規制物質について要求がある場合は、個別に連絡する。